

松島町就学援助費支給要綱

平成18年4月1日

松島町教育委員会第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育基本法(昭和22年法律第25号)第3条第2項並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条及び第40条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を与えることにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「児童生徒」とは、本町の区域内に住所を有し、かつ、本町の設置する小学校又は中学校に在学する者とする。

2 この要綱において「保護者」とは、児童生徒に対して親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人。)をいう。

(援助の種類)

第3条 就学援助の種類は、次の範囲内で行うものとする。

(1) 学用品費

(2) 通学用品費

(3) 新入学児童生徒学用品費

(4) 修学旅行費

(5) 校外活動費(宿泊を伴わないもの)

(6) 校外活動費(宿泊を伴うもの)

(7) 医療費

(8) 学校給食費

(9) 通学に要する交通費(松島町営バス通学定期乗車券購入費)

2 保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助を受けているときは、前項第4号及び第7号の就学援助のみを行うものとする。

(支給の資格)

第4条 就学援助を受けることができる保護者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護法第6条第2項に規定による要保護者

(2) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止のあった者

(3) 当該年度において、町民税が非課税である者

(4) 前年度又は当該年度において、国民健康保険税の減免又は徴収猶予を受けている者

(5) 前年度又は当該年度において、国民年金の掛金を減免されている者

(6) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定に基づく、児童扶養手当の支給を受けている者

(7) 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者

(8) 経済的な理由により、児童生徒の欠席日数が多い者

(9) その他、教育長が特に必要と認める者

(受給の申請)

第 5 条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度、就学援助費受給申請書（様式第 1 号）に申請理由を証明する書類を添付し、学校長を経由して教育委員会へ申請しなければならない。

2 学校長は、就学援助を必要と認める者について世帯票を作成し、認否にかかる意見等を記入して、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

3 就学援助の申請をした保護者は、申請に基づいて教育委員会及び学校長が調査を行うときは、これに協力しなければならない。

(受給者の認定)

第 6 条 教育委員会は、前条の申請があったときは、第 4 条に規定する資格の有無を審査して受給の認定を行い、その結果を学校長及び保護者に通知する。

2 教育委員会は、認定にあたり必要があるときは、福祉事務所の長及び民生児童委員に助言をもとめることができる。

(辞退の届出)

第 7 条 就学援助を受けている者が就学援助を必要としなくなったときは、保護者は、辞退届を教育委員会へ提出しなければならない。

(支給額)

第 8 条 就学援助の支給額は、毎年度予算の範囲内で、教育長が定める。

(支給の方法)

第 9 条 就学援助は、学校長を通じて保護者に対して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、第 3 条第 1 項第 7 号に規定する医療費については、学校保健法施行令（昭和 33 年政令第 174 号）第 7 条の規定に基づく疾病の治療に要する費用（社会保険等に加入している場合は、被保険者として社会保険等の給付を受ける額を控除した額）を医師等から請求により当該医師等へ支給する。また第 3 条第 1 項第 8 号に規定する学校給食費については、学校給食に要する費用の実費を、直接、教育委員会が学校給食センターに支払う。

(就学援助の停止及び認定の取消)

第 10 条 教育委員会は、保護者が偽りその他不正の申請をしたとき、または就学援助を必要としなくなったときは、その支給を停止し、またはその認定を取消することができる。

(就学援助費の返還)

第 11 条 教育委員会は、虚偽の申請その他不正な行為により就学援助を受けた保護者に対して、その全部または一部を返還させることができる。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。